

令和6年度 事業計画書(案)

1. 事業の概要

事業の名称	郡山・八本松地区地域交通試験運行Ⅰ事業	
運営主体	名称	郡山・八本松地区地域交通検討会
	所在地	仙台市太白区
	代表者	会長 庄子 誠喜
	説明	郡山・八本松地区地域交通検討会は、郡山地区連合町内会と八本松連合町内会が中心となり、買物・通院・交流等の日常生活に不可欠な地域の足を確保し、地域の課題を解決できる様な地域交通の導入を目指し、乗合タクシーの事業運営のために設立した団体である。 定期的に役員が集まり、試験運行の実施や利用促進企画等について検討を行っている。
運行事業者	名称	稲荷タクシー有限会社
	所在地	仙台市太白区中田6丁目7番35号
	代表者	代表取締役社長 桃野 博光
事業の概要	運行形態	乗合タクシー(定時定路線型)
	運行開始	令和6年11月1日(令和7年3月31日まで)
	事業許可	道路運送法 第21条
	使用車両	特定大型乗用車(ワゴン 定員10名) 1台(常用車) 小型乗用車(セダン 定員5名) 2台(予備車)
	路線	1路線(飯田団地~市立病院)約17.2km(往路8.3km、復路8.9km) 【別紙1】路線図のとおり
	停留所数	18箇所
	系統数	2系統(上下1系統ずつ)
	運行時刻	【別紙2】時刻表のとおり
	運行回数	平日 12回/日 週3回(月曜・水曜・金曜)のみ運行 ※祝日及び12月29日~1月3日は運休
	利用人数	約2,300人(見込み)
	運賃設定	・一般運賃(現金) 300円/回(大人) 100円/回(70歳以上・障害者等運賃) 150円/回(小学生) 小学生未満無料 ※仙台市民以外は70歳以上・障害者等の方においても一般運賃とする
	収支計画	【別紙3】参照

運行する地域の概要	仙台市太白区郡山・八本松地区 約 13,270 世帯、人口約 28,340 人 ※R6.4 時点		
主な利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・長町駅周辺等の商業施設や病院等の利用 ・老人福祉センター等での交流活動での利用 ・長町駅（JR・地下鉄・路線バス）への接続 		
これまでの経緯等	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年 10 月 郡山・八本松地域交通検討会設立 		
地域における協議・検討の状況	令和 5 年 10 月以降、郡山・八本松地区の移動実態にあった運行計画の検討を進め、令和 6 年 7 月 31 日開催の検討会において、令和 6 年度の事業計画(案)を決定した。		
事前確認事項	令和 6 年 8 月 9 日 宮城県タクシー協会 令和 6 年 8 月 15 日 国土交通省東北運輸支局 令和 6 年 8 月 15 日 道路管理者（太白区道路課） 令和 6 年 8 月 16 日 仙台市交通局 令和 6 年 8 月 21 日 交通管理者 （宮城県警察本部交通規制課） 令和 6 年 8 月 22 日 宮城交通（株）	事前協議 事前協議 事前協議 事前協議 事前協議 事前協議	支障なし 支障なし 支障なし 支障なし 支障なし 支障なし